

大統領選挙から見る現在のアメリカ

2000 年 5 月 16 日

草野厚研究会第 2 班

大竹隆太郎・大沼健太郎・我那覇圭・山口紗貴子

山下徹・池田慶太・岡本岳大・唐沢貴洋

「大統領選挙から見る現在のアメリカ」目次

1	はじめに.....	3
2	大統領選挙の仕組み.....	3
2 - 1	大統領候補者指名過程.....	3
2 - 2	本選挙.....	5
2 - 3	選挙費用.....	7
3	大統領選挙の小史・争点.....	8
3 - 1	本編の概略.....	8
3 - 2	戦後アメリカ政治の方向づけ.....	8
3 - 3	反共産主義へ.....	10
3 - 4	威信と主導権の回復.....	12
3 - 5	保守への回帰.....	13
3 - 6	政治への信頼の復活.....	14
3 - 7	強いアメリカの再生.....	15
3 - 8	中道派の台頭.....	16
4	大統領選挙の課題.....	18
4 - 1	仕組みに見る問題点と特徴.....	18
4-2	近年における課題と問題.....	23
4-2-1	メディア.....	23
4 - 2 - 2	政治資金増加とその調達方法.....	28
5	さいごに.....	32
6	参考文献.....	33

1 はじめに

2000 年 11 月にある大統領選挙を目前とし、アメリカは選挙ムードに湧き立っている。現在アメリカがもつ世界への影響力を考えれば、アメリカのリーダー、そして世界に少なからずの影響を及ぼす世界のリーダーを決めるアメリカ大統領選挙とは、ただアメリカだけの問題ではなく、世界全体の関心事となっている言っても過言ではないだろう。そこで本プレゼンテーションでは、現代アメリカ大統領選における課題を明らかにすることにより、そこから指摘されうる特徴、問題点を考察していきたい。また同時に、大統領選挙にみるアメリカ政治制度の特徴、及びその精神にも触れていくことにする。それらを明らかにしていくうえで、現在アメリカの姿を考察していきたいと思う。

2 大統領選挙の仕組み

2 - 1 大統領候補者指名過程

任期と選挙

アメリカ大統領の任期は 4 年で、再選は認められているが 3 選以上は禁止されている。これは 1947 年の憲法修正第 22 条によって定められた。これまで大統領を 3 選以上努めたものはフランクリン・D・ローズヴェルトを除いて他にいない。大統領選挙は、閏年の 11 月の第 1 月曜日の次の火曜日に行われる。憲法上は、大統領を有権者によって選ばれた大統領選挙人によって選ぶ間接選挙である。

選挙権と被選挙権

選挙権は 18 歳以上のアメリカ合衆国市民全てに認められる。ただし、有権者が投票権を行使するには、ノースダコタ州を除く 49 州では、事前に各地の選挙登録事務所に出席し、投票者登録を済ませておかなければならない（ノースダコタ州では、投票所で ID を提示するだけ）。これら 49 州のうちクローズド・プライマリーを採用している州では、このときに政党加入を届け出て、予備選挙の参加資格を得なければならない。

アメリカでの選挙権拡大の歴史を概観すると、19 世紀半ばまでには 21 歳以上の白人男性に選挙権が与えられ、独立戦争後の 1870 年には修正第 15 条によって黒人男子に対して法的には認められ、1920 年の修正第 19 条によって女性にも選挙権が与えられた。ただし、黒人の選挙権は、1965 年の投票権法の制定まで、「人头税」、「読み書きテスト」、「性格テスト」、「祖父条項」などによって奪われていた。1971 年には修正 26 条により、投票年齢が 21 歳から 18 歳に下げられた。

被選挙権は 35 歳以上の、出生によって市民権を得た、14 年以上合衆国に居住していた合衆国市民に与えられる。

代議員選出

大統領選挙は、各政党が大統領候補者を指名する過程と指名された候補者同士が争う本選挙の過程からなる。共和党、民主党の正副大統領候補者には、7 月もしくは 8 月に開催される全国党大会において、50 州と首都ワシントン、グアム、プエルトリコ、バージン諸島、米領サモア、その他海外領土から選出された代議員が集まり、その過半数の支持を得た者が指名される。2000 年大統領選挙では、共和党は 7 月 31 日から 8 月 3 日まで、フィラデルフィアで、民主党は 8 月 14 日から 17 日までロサンゼルスで全国党大会を開催する。そこには、それぞれ 2066 人、4366 人の代議員が集まることとなる。

全国党大会に出席する代議員を選出するのに 2 つの方法、党員集会・党大会もしくは予備選挙がある。党員集会・党大会方式では、地区、郡の集会を経て、州党大会に参加する代議員を選び、州党大会で全国党大会への代議員が選出される。党員会・党大会方式は、候補者の支持別にグループを形成し、討議や投票によって各グループ吸収合併しながら最終的な候補者を決定していくために党の有力者の影響力が及びやすいので、1970 年代の民主党の改革以降、予備選挙を採用する州が大半を占める。例えば、1996 年の大統領選挙では、50 州の内、党員集会・党大会方式を採用した州は共和党では 9 州、民主党では 13 州であった。

予備選挙では、党の指導部ではなく党員が政党の公職候補者や全国党大会への代議員を選出する。予備選挙は州法に規定され、投票用紙の印刷から投票資格、実施日時まで全て州によって管理運営される。その導入の経緯を述べると、公職候補者の指名はかつて地方政党組織の指導部の影響下にあり腐敗の温床であったため、その影響力を排除する方法として 1903 年ウィスコンシン州で初めて導入された。1950 年代半ばには全州で予備選挙法が制定された。そして、72 年から 76 年大統領選挙にかけて予備選挙を採用する州が増えていった。

予備選挙は、予備選挙を政党に義務付けている州によって規定している投票要件、有権者が予備選挙に参加するにあたり、政党に所属している必要があるかないか、各自の政党支持を表明する必要があるかないか、の分類によって、オープン・プライマリー、クローズド・プライマリー、プランケット・プライマリーに分けることができる。

オープン・プライマリーとは一般有権者が誰でも参加できる予備選挙で、2 種類ある。投票者が自分の支持政党を表明せずに、自分の支持する政党の投票用紙を選べる場合と（9 州で採用）投票所でどの政党に投票するか表明しなければならない場合（14 州で採用）がある。いずれの場合においても、どちらか一方の政党の候補者に対してのみ投票することが認められており、いずれか一方の政党の候補者しか選定できない。

クローズド・プライマリーとは政党の党員のみが行える予備選挙で、投票者は予備選挙前に州選挙当局に特定の政党の党員であることを登録しなければならない。

ブランケット・プライマリーとは一般有権者ならば誰でも参加することができ、また両政党の候補者を1名ずつ選ぶことができる予備選挙のことをいい、ワシントン州とアラスカ州で採用されている。

代議員の配分方法には、勝者独占方式と比例配分方式がある。勝者独占方式とは投票で相対多数の票を得た候補者が、その州全ての代議員を獲得する方式のことをいう。1992年を例にとると、民主党では全州が比例配分方式を採用し、共和党では15州が比例配分方式、14州が勝者独占方式、3州が両方式を併用した。

全国党大会

7月もしくは8月に開催される全国党大会で、正副大統領候補者が指名されることになるが、選出された代議員の支持候補者はその時点で明らかになっているので、全国党大会は追認機関に過ぎない。その役割としては、選挙綱領、政党規則の決定、予備選挙及び党員集会を通して生まれた党内不和の修復が考えられる。副大統領候補は地域バランス、世代バランス、党内融和をはかり決められる（しかし、クリントン、ゴアのような例外もある。これは本選挙で南部諸州での票獲得を狙ったものと考えられる）。また、全国党大会は全国にテレビ中継されることから、大変な宣伝効果が期待されている。例えば、1992年の大統領選挙の際の全国党大会では、ABC、NBC、CBS、PBS、CNNの平均視聴率は共和党大会で22.0%、民主党大会で20.5%であった。

2 - 2 本選挙

全国党大会が終わると、本選挙が本格化する。両党の正副大統領候補は全国遊説をし、また公開テレビ討論もおこなわれ、約2ヶ月選挙運動が展開される。

その後、 一般投票 （11月第1月曜日の次の火曜日）

選挙人投票（12月第2水曜日の次の月曜日）

選挙人投票の開票 （1月6日）

就任 （1月20日）

という流れを経て、新大統領が誕生する。以下では、 ～ の流れを見ていく。

一般投票

1) 一般投票の制度について

憲法上では、大統領は有権者によって選ばれた選挙人（elector）によって選ばれる間接選挙である。よって本来、一般投票は有権者が選挙人を選ぶ投票である。

広大な国土をもつアメリカにおいて、十分に迅速な交通手段、通信手段がなかった時代に直接選挙を全国一斉に行うことは不可能であった。そこで各州の有権者が、まず選挙人を選び、その選挙人が大統領を選ぶ、という間接選挙を制度化がされたのであった。現在

ではこれらは形式的にすぎず、実際には直接選挙と同じ状態になっている。

2) 選挙人について

まず、各州で政党が大統領選挙人候補者を指名する。選挙人とは一種の名誉職であるともいわれる。各州の選挙人の数は、その州が選出する連邦上院議員と連邦下院議員の合計と同数である。1964 年からワシントン D.C. にも 3 選挙人が与えられたので、現在の選挙人総数は 538 人である。州ごとの単位で選挙人団と呼ぶこともある。

3) 投票用紙について

一般投票は、閏年の 11 月の第 1 月曜日の次の火曜日に実施される。ここで選挙人を選ぶことになっているが、投票用紙には、大統領候補者の氏名だけが記載されている州が大半である。そのため、有権者は選挙人候補者がわからずに投票することになる。これが、一般投票が直接投票と同じ状態になっていると指摘される理由である。

二大政党の候補者は自動的に本選挙用紙に記載されるが、第 3 党からの候補者は、署名をそえての請願による立候補手続きが必要になっている。

4) 勝者独占方式について

この投票では、メイン州とネブラスカ州を除くすべての州と、ワシントン D.C. では、勝者独占方式 (Winner-Take-All) を採用している。よって、一般投票の相対多数を得た候補者が、その州のすべての選挙人を獲得することになる。この方式については、候補者が選挙人の多い州を重点的にキャンペーンする傾向が助長される、最終的な得票率と選挙人獲得数が逆転する可能性がある、など様々な問題が指摘されている。

5) 開票について

一般投票の結果は即日開票で判明する。投票時間については、州法により定められており、またアメリカ内では時差が存在するので、東海岸では投票が終わり、開票が始まり速報が伝えられているとき、西海岸やハワイではまだ投票が終わっていないという事態が生じることもある。

選挙人投票

大統領選挙人による最終投票は、閏年の 12 月の第 2 水曜日の次の月曜日に、各州の州都で実施される。投票箱は封印されたまま首都ワシントンに集められる。

この投票は、一般投票の結果判明した選挙人獲得数を繰り返し示すにすぎないので、米大統領選挙は事実上直接選挙制になっているという指摘もある。

選挙人投票の開票

1) 開票について

選挙人投票の開票は首都ワシントンにおいて1月6日に、上下両院の合同会議で開票される。ここで選挙人の過半数(270人)を獲得した候補者が次期大統領に当選する。

2) 順当に決定しなかった場合

選挙人の過半数を獲得した候補者がいない場合は、大統領候補者の上位3名の中から下院が決定する。これは1804年の憲法修正12条により規定されている。

この場合は、各州が1票を持ち50票の過半数(26票)を獲得した候補者が大統領となる。副大統領は、上院が上位2名の中から選ぶ。上院では議員1人が1票をもち、過半数の51票を獲得した候補が副大統領となる。この手続きを経て大統領となったケースは、これまで第3代ジェファソン、第6代アダムズの2名である。

就任

次期大統領(President-elect)が正式に大統領権限を引き継ぐのは、1月20日正午と規定されている。1937年までは3月4日(時刻の指定なし)であった。

就任宣誓は、合衆国憲法第1章第1条8項に文言が規定されている。また最初の公式宣言ともいえる就任演説も重要な意味をもっている。

2 - 3 選挙費用

マス・メディア中心の選挙

マス・メディアを中心とした選挙運動は、選挙費用を急増させた。中でも、1952年に登場したテレビ、ラジオのスポット・コマーシャルが最大の要因となっている(1952年の共和党、民主党のテレビ、ラジオ時間帯への支出はそれぞれ204万6千ドル、153万ドル。それが1980年には1232万4千ドル、1840万ドルとなっている。) また、1970年代に入り予備選挙を採用する州が増え、選挙戦が長期化し、選挙運動様式が変化したこともその一因となっている。

1952年に民主党、共和党の全国党大会の様子が初めてテレビ中継された。当時は、まだ全米のテレビ保有台数は1900万台であったが、1956年には全家庭の71%、68年には95%がテレビを保有するようになり、有権者はテレビを通じて政治や候補者の情報を獲得する機会が増えた。

公的助成制度

大統領候補者は巨額の選挙資金をPAC、政党、個人からの献金、自己資金(資産、銀行からの借入金)、公費助成でまかなっている。この公費助成制度は大統領候補者のみに適用され、連邦議会議員候補者にはこのような補助制度はない。これは1974年の連邦選

挙運動改正法のなかで法制化され、1976 年の大統領選挙から実施されている。公費による選挙資金の配分は予備選挙、各政党の全国党大会、本選挙の 3 段階で行われる。

予備選挙候補者が公費助成を受けるには、1 件につき 250 ドルを超えない個人献金を 20 州以上において最低 5000 ドル以上、総額で 10 万ドル以上調達しなければならない。この要件を満たせば、調達した総額に応じた助成金が大統領選挙運動基金より支給される（大統領選挙基金とは、助成金の原資となる納税者から所得税申告の際に任意に集めた税金を積み立てたもので、1972 年に設立され、当初寄付金額は 1 ドルであったが、1993 年から 3 ドルに。基金が不足した場合は財務省がその一部を補填。1996 年の基金参加率は全米平均で約 11%であった。）。助成の適用を受けた候補者は、3 つの支出制限 選挙費用総額の制限 各州内での選挙費用の上限 候補者個人の資金は 50000 ドルまで、を課せられることになる。公費助成の上限は選挙費用総額の半分になっている。なお、候補者の支出限度額、候補者への国庫補助は消費者物価指数にスライドさせる。

全国党大会への公費助成は、前回の大統領選挙の一般投票の実績に応じて支給額が決定する。例えば、1996 年大統領選挙では、民主党、共和党はそれぞれ 1240 万ドル受け取っている。

本選挙候補者に助成金が支給される際には、いくつかの制約条件 選挙費用総額に上限（1996 年は 6182 万ドル） 個人資金は 50000 ドル 個人や P A C、政党委員会からの献金禁止、が課せられる。民主、共和党以外の候補者が助成を受けるには前回の本選挙で 5%以上の得票を得なければならない。

3 大統領選挙の小史・争点

3 - 1 本編の概略

ここでは、現在にいたる大統領選の小史、争点をふりかえっていきいたい。現在の大統領選における課題、問題点を抽出するにあたり、過去をみることは避けられないからである。

しかしながら本項の目的は、ただ漠然と戦後アメリカ政治を概観することではないため、大統領選に影響を与えたと思われる国際情勢、国内（社会）問題、経済状況に焦点をあてていくことにする。その上で、各時代の特徴を明らかにしていきたい。

3 - 2 戦後アメリカ政治の方向づけ

第一次ハリー・トルーマン政権

ルーズベルトの死をうけて、トルーマンが大統領に就任する。

第二次世界大戦によって、アメリカが世界最強の国家であることが明らかになった。国内社会は戦火に苦しむこともなく経済規模も 5 割以上拡大する。そのような中でも国民は不安を感じる。ソ連との関係悪化に絡んで現実味を帯びてきた核の存在、不況への懸念で

ある。国防費を中心とする巨額の連邦政府支出が終戦によって収縮したことと、全労働人口のおよそ 13%である 1200 万人の兵士が復歸したことである。

【国内状況】

1945 年 9 月、トルーマン大統領は、戦後政治の基本姿勢を打ち出す。ルーズベルトが示していた「経済的権利章典」の立法化をうたい、人種問題の改善も訴えた。しかし、それらは民主党の中でさえも十分な支持をうることができず、議会は公正雇用実施委員会を廃止するなど人種差別の撤廃に立ちはだかる。一方で、社会は労働者の賃上げを求める声が高まり、アメリカ史上空前の規模のストがおこる。1945 年の秋から翌年初夏にかけて、基幹産業がつぎつぎに麻痺するものの、経営側と政府は強い姿勢で臨み、労働側はわずかな賃上げをするにとどまる。政治の場では、47 年 6 月にタフト＝ハートレー法が成立し、労働組合の力に制約を課した。

【経済】

経済政策についていえば、戦争への経験をとおして、政府のある程度の介入なしには資本主義経済が安定した発展の道をたどれないという考えが保守派の間にもかなり浸透していたということがいえる。しかし、リベラル左派が議会に提出した政府が完全雇用の維持に責任をもつ体制を目指した法案は、保守派の抵抗と攻撃にあい、46 年雇用法という妥協の結実となった法案となる。これは「最大限の雇用・生産・購買力」と達成するために連邦政府が手を尽くすと定めたもので、社会改革的要素を薄めたものだった。

第二次トルーマン政権

戦後最初の選挙となる、1948 年大統領選挙は、第二次世界大戦後の政治の方向を決める重要な争いになる。2 期目を目指すトルーマンに対立候補となったのは、共和党のトマス・デューイであり、彼はトルーマンのリベラリズムに批判を浴びせる戦略をとる。ソ連との対立が深刻化するなかで、国内外の共産主義に対する弱腰の姿勢にも、痛烈な批判をあびせた。一方で、民主党のなかでも改革の拡大をめざしソ連との友好を強調するグループは、ヘンリー・ウォーレスを中心に革新党を結成し、トルーマンの保守性を批判した。南部の民主党員も人種問題に対する不満から党を離れ、人種主義と反共主義を柱とする。トルーマンは、それらの対抗勢力にたいして、反共の立場とともに、ニューディールの成果の確保をとき、社会の少数派集団に種々の利益を約束し、当選する。

選挙後トルーマンは、49 年 1 月の年頭教書で「フェアディール」と名づけた一連の社会・経済改革を国民に提案する。しかしながら、人種差別の解消などを盛り込んだこの法案に対する国民の反発は強く、ほとんどが立ち消えとなった。

【経済】

この間に、経済は深刻な後退を経験することなく、消費需要は爆発的に拡大する。戦争中に軍需で大きな利潤をあげた産業界は、新しい民需を対象につぎつぎと新しい商品を投

入する。自動車、電気冷蔵庫などの耐久消費財が人気となる。40年代末にはテレビが爆発的に普及しはじめる。

【社会状況】

1950年代前半にはマッカーシズムと呼ばれる一種のヒステリー状況が社会を覆うまでになる。1948年選挙では、革新党候補ウォーレスが、ニューディールの世界版を提唱するとともに国内面では人種差別の撤廃や社会保障を主張するが、共産党との協力関係を攻撃され、惨敗することになる。マッカーシズムがはじまったのは、50年2月、ジョセフ・マッカーシ上院議員がアメリカ外交敗北の原因が国務省内部の破壊活動にあることや、「国務省で今も政策立案にたずさわっている共産党員のリスト」を入手したことを宣言したことである。ここで、政治屋社会の在り方に批判的な人々を、確かな証拠のないまま非アメリカ的な破壊分子として糾弾する風潮につながる。議会にも影響を及ぼし、1950年9月に国内治安法が成立する。53年12月に共産主義者をかくまっているとして陸軍批判におよぶ。ここで陸軍が反撃に応じ、マッカーシ自身の威信は失われるのである。

【国際情勢】

1949年8月のソ連の原爆実験、10月の中華人民共和国成立は、アメリカ社会にあらたな衝撃を与える。

3 - 3 反共産主義へ

第一次ドワイト・アイゼンハワー政権

朝鮮戦争のさなかにおこなわれた1952年の大統領選挙で、共和党のドワイト・アイゼンハワーが当選する。朝鮮戦争はの手詰まりと、マッカーシズムがつくりだす不安感のなかでの選挙であったといえる。アイゼンハワーは対戦中にヨーロッパの連合軍司令官を務め、激しい論争を裂け、温厚な人柄を売り込んでいった。経済的にはきわめて順調であった時代の雰囲気求めたものなのかもしれない。

彼は、民主党の外交の見直しを公約の1つにかけけている。1950年6月25日、朝鮮民主主義人民共和国軍が38度線をこえ、韓国との戦争が始まると、トルーマンは韓国への軍事援助を消えるとともに国連の介入を求める。6月末にはアメリカ軍が動員され「国連軍」として参戦し、10月末には勝利が目前と思われた。しかしながら、中国軍の参戦で事態が一変することになる。中国語の本格的衝突が第三次世界大戦につながると危惧するトルーマン大統領と、中国攻撃を主張するダグラス・マッカーサー将軍とが対立し、国民の大半が将軍を支持するものの彼は解任されるのである。アイゼンハワーの公約の1つとして掲げられた民主党外交の見直しとは、こうした受け身ともとられるトルーマン政策に対する国民の不信任ということができるだろう。また、アイゼンハワー政権の外交を特色づけるものとして、国務長官ジョン・フォスター・ダレス（在任1953—59年）があげられる。彼

は、企業弁護士から転身し、共産主義に激しい嫌悪感を抱き、トルーマン政権の外交を極度に受動的だと批判していた。そこで彼が提唱したのが「巻き返し」である。激しい姿勢はアイゼンハワーに抑えられたものの、54 年には「大量報復能力」という政策を朝鮮戦争で不満を感じていた国民に訴えかける。

【国内状況】

黒人差別、人種の壁を南部諸州を中心に厳然と存在しつづけた。55 年 12 月にはアラバマ州モンドゴメリーで、黒人女性のローザ・パークスが分離を拒否したことをきっかけに人種分離バスに対するボイコット運動が始まる。モンゴメリーの運動はマーティン・ルーサー・キング牧師を指導者として、非暴力というあたらしい大衆運動をうむ。57 年 9 月には、アーカンソー州リトルロックの白人の高校で、人種統合教育の実践を求めた黒人製とが白人社会の妨害を受け、アイゼンハワー政権は連邦軍を派遣して生徒の登校を実現させた。こうした動きは 50 年代末から 60 年代の大規模な市民権運動の呼び水となるものだった。

【経済】

アメリカ経済は 1949 年ごろから、57 年を除き一貫して 20 年ほどの経済成長を敬虔する。45 年から 60 年までの 15 年間をとると、国民総生産は 2 倍半にふえ、失業率は再転換期を除けば 5 % 以下におさまった。その他の数値からも、この時期はアメリカ史上例外的な繁栄期だったことがわかる。

アイゼンハワー二期目

1956 年大統領選では、具体的な争点にも乏しくアイゼンハワーの個人的な魅力のみによって当選が可能になったといっても過言ではない。彼が選挙期間中にスローガンとして使用したものは”I like Ike”である。

しかし議会選挙では民主党が多数を維持し、58 年の中間選挙では共和党との差をさらに広げている。この選挙結果から、社会保障など生活に密着したリベラリズムが一応定着したこと、そしてアイゼンハワーの勝利が、多分に彼の個性によるものだったことが推測できる。

【国内情勢】

アイゼンハワー政権は二期目に入ってから、その威信がいくぶんゆらいだとも言われる。ひとつは、1957 年に短期間だが急激な景気後退にみまわれたためであった。また同年にはソ連が人工衛星スプートニクの打ち上げに成功している。このことは技術的優位についてのアメリカ人の確信をくだき、社会にきわめて大きな衝撃を与えて、政府の怠慢にたいする批判のもととなった。また、今日の目からみれば、黒人の市民権の問題がそれらにも増

して重要だったのかも知れない。54 年 5 月に最高裁が「ブラウン対教育委員会事件」判決で、人種によって学校をわけておこなわれる公共教育は違憲であると判決し、慎重かつできるだけ早く分離教育を解消するように命じた。アイゼンハワー政権は、海外におよぼす影響に気を遣いながらも、分離と差別の解消よりも南部社会の安定に強く配慮する姿勢をとりつづけ、やがて事態の一層の深刻化を招くことになる。

3 - 4 威信と主導権の回復

ジョン・F・ケネディ政権

1960 年代初めのアメリカは、世界経済のなかでの圧倒的な競争力、核兵器とその運搬能力を軸とした強大な軍事力、いくつもの軍事同盟網を背景とする強力な政治力を維持する。このなかでおこなわれた 60 年の大統領選挙では、民主党の J・F・ケネディが僅差で共和党のリチャード・ニクソンをおさえて当選する。「ニューフロンティア」という標語を掲げたケネディは、市民に国家への依存心を振り払うように訴える一方、政府や大統領が積極的に行動して国家威信や経済力の向上に主導権を発揮すべきとも考えていた。アイゼンハワー政権の末期には、経済の成長率が鈍化しはじめ、多くの市民が中産階級意識をいだくようになるものの、ケネディの中に社会の停滞を打破する可能性を求め始めたのである。

【国内状況】

この時期、国内問題は緊迫しはじめる。人種差別問題と貧困の問題である。50 年代アメリカの豊かさの背景には、大きな矛盾がはらまれていたのである。ケネディは、この問題に強力な姿勢をみせたものの、議会保守派の厚い壁があったこともあり、新しい立法による解決という策はまだ持ち合わせていなかった。

またケネディの関心事は海外でのアメリカの地位に向けられがちで、国内面の基本政策は全体として、とくに政権の前半期には現状肯定的なものが多かった。それはケネディ個人のみの原因ではなう、南部の民主化と西部・中西部の共和党との保守連合が議会を握っていたことがより重要であった。

ケネディが、その態度を大きく転換させることになるのが、1963 年 6 月である。アラバマ、ミシシッピ両州で平和的に人種平等を訴える市民権運動家が、保守的白人社会の暴力にさらされている状況が、全米に世界に報道されたのである。同月、彼は議会に公の施設における人種差別禁止と、司法省権限の強化を盛り込んだ市民権法案が提出された。

【経済】

トルーマン、アイゼンハワー両政権のもとでケインズ派の経済政策が継承されてきたが、ケネディは、金融・財政政策を駆使した微調整で雇用を維持し、経済成長を続ける道をめざした。具体策のなかでもっとも重要なのは減税であった。しかしその一方で、軍事費の増大を中心に政府支出は増大し続けた。つまりこれは、ほとんど恒常的に赤字財政で景気を刺激しつづける政策を意味したのである。

【国際状況】

全政権の場合と同様、ソ連の封じ込めと、第三世界の革命運動抑止とが重要課題となった。ケネディはソ連との開発競争を重視する一方、アイゼンハワー政権の大量報復戦略にかえて柔軟対応戦略を提唱し、多様化する敵にたいしてアメリカがとれる対策の選択肢をふやそうとした。

1961年4月のキューバのピッグス湾事件では、全政権当時からCIAが企てていた計画を承認するものの、侵攻は無残な失敗に終わることになる。

1962年10月には、キューバ危機がおこっている。

リンドン・ジョンソン政権

63年11月、遊説先の南部ダラスで凶弾に倒れたケネディにかわり、リンドン・ジョンソンが大統領に昇格する。彼は、ケネディの政策を継承し、市民権法の早期成立を議会に働きかけた。さらに64年1月の年頭教書で「貧困にたいする終わりなき戦い」を宣言し、5月には「偉大な社会」構想を打ち出した。その後、2、3年は社会改革法があいつぎ、リベラリズムの絶頂期となったのである。

63年にケネディが提出し、彼の死後成立した64年の公民権法で黒人に対する差別は法的にはば撤廃されることになる。

3 - 5 保守への回帰

第一次リチャード・ニクソン政権

1960年代に新しい人種意識が燃え上がり反戦運動や対抗文化が盛り上がると、それに対する反発も急速に広がる。68年4月、市民権運動家のキング牧師が暗殺され、6月には戦争に批判的な立場をとって民主党のなかで支持者をふやしていたロバート・ケネディが暗殺された。その直後の民主党大会は戦争をめぐる激しい対立の場となった。この混乱に不安をいだき、あるいは反発した国民が68年の大統領選挙で選んだのは「法と秩序」を強調し、保守的な「声なき多数派」を重視すると訴えたりチャード・ニクソンであった。彼の投票率は43%強と低い、南部の保守的白人をバックの第三党で挑戦したジョージ・ウォーレスの票とあわせると6割近くにもなる。一方、戦争への幻滅が広がり、この選挙でヴェトナム戦争の積極的推進を説いたのはウォーレスだけであった。

【国内状況】

ニクソン政権の国内政治は、期保敵に、深まる対立のなかで広がった保守層の不安を鎮め、安定を取り戻そうとするものだった。たとえば、教育の場で人種統合をめざす運動に歯止めをかけようとしたり、経済企画局を廃止したことがその例であった。

【国際状況】

ニクソン政権が外交面で背負った課題は、なによりもまず、ヴェトナムでの事態の打開であった。国家安全保障問題担当特別補佐官として、現実主義外交を提唱するキッシンジャーを招き、国務長官や国防長官以上に彼を重視して外交を進めた。

第二次ニクソン政権

保守派の期待をにない、ニクソンは、彼等の不安を利用して新しい共和党の支持基盤をつくりあげようとする。南部から南西部に伸びる新興経済地域としての「サンベルト」住民、ブルーカラー労働者、郊外の中・上流階級など、経済的利害は一致しないが 1960 年代の政治や文化変容に反発する市民を、保守主義の立場で結合しようとしたのである。彼の戦略は 72 年の選挙で機能し、彼は再選を果たす。

ジェラルド・フォード政権

1974 年 8 月、ニクソン辞任を受けてジェラルド・フォードが大統領に昇格した。彼の課題は明白であり、ウォーターゲート事件の傷をいやし行政府への信頼を回復し、アメリカ経済を立て直すことであった。フォードの誠実な人柄は人気を呼んだものの、昇格の 1 ヶ月後にニクソンにたいしてさらなる罪を問うことは一切しないと明言したために、政府に対する国民の信頼を失わせることになった。

【国内状況】

ウォーターゲート事件がアメリカ政治に与えたインパクトの 1 つとして、情報の自由法の大改正と政府倫理法の制定を挙げることができる。ウォーターゲート事件によってニクソン政権の国民を欺く政権の欺瞞が国民の前に暴露されることになるが、事件の背景となったのは大統領補佐官と大統領側近による秘密主義であった。政治から秘密を排除するには、政府が所有している各種の情報及び資料を広く国民の前に公開させ、これを法的に義務づける必要があったのだった。

3 - 6 政治への信頼の復活

1976 年、全国的に無名の民主党候補ジミ・カーター元ジョージア州知事がフォードを小差で破る。ワシントンの政界とは無縁で、既成の秩序に不信感をもった市民には格好の人材となった。

【経済】

エネルギー危機の克服と景気回復とが課題となる。政府が採用したのは、減税と公共投資という民主党の伝統的景気刺激策であった。しかし、これはインフレを加速させる結果をもたらし、カーター政権の後半期には、不況であるのにもかかわらず金融引き締めによってインフレと戦わざるをえなくなった。しかしインフレはおさまらず、しかも自動車や鉄鋼など基幹産業であった製造業は状況変化に対応できず、世界市場で後退を続ける。

失業率は 7 % をこえる、年率 10 % ものインフレが続く長期のスタグフレーションに苦

しむ。

【国際状況】

デタント路線を引き継ぎ、さかんに強調したのが「人権」擁護の立場であった。大きな痛手となったのは、イランでイスラム原理主義が優勢となり、アメリカが支援しつてきたパーレヴィ国王の独裁体制が 1979 年にくつがえされたことだった。同年 11 月にテヘランのアメリカ大使館が原理主義者に選挙され、多数のアメリカ人が人質となった。政府は国連などで解決の道を探ったほか、救出作戦も強行したがことごとく失敗に終わった。

3 - 7 強いアメリカの再生

第一次ロナルド・レーガン政権

カーターが再選をめざした 1980 年の大統領選挙では、共和党からロナルド・レーガン元カリフォルニア州知事が挑んだ。両者の支持率は選挙戦中長く拮抗していたが、11 月の投票ではレーガンが大差でカーターを破った。カーターの敗因として、彼がイラン人質事件を解決できなかったことが大きかった。また、選挙戦のなかでカーターは、アメリカの苦しい状況と国民の犠牲・忍耐を訴えたのにたいし、レーガンは内政面では連邦政府がリヴェラリズムのもとで大きくなりすぎたことを批判して古い価値観への回帰を訴え、外交面ではカーターがソ連の脅威を無視したと非難し、国防強化と威信の回復を主張した。レーガンの立場は、内にも外にも「強いアメリカの再生」であった。80 年の選挙によって上院では共和党が 12 議席をふやし、民主党に代わって多数党となった。下院は民主党多数がなお続いたが、全体として保守的議員の増加傾向が確実だった。

彼は軍備拡大策をとり、82 年予算案の修正案のなかで、全体予算額を 414 億ドル削減することを希望しながらも、国防予算だけは、50 億ドルもの増額を提案する。1983 年には、ソ連による核攻撃を人工衛星から発せられるレーザー光線で反撃するという「戦略防衛計画（SDI）」構想が提案され、予算化がはかられている。

【国内状況】

1980 年代からの特徴として、極端な貧困がとくに女性と子供に集中することになる。失業による男性の家庭放棄あるいは離婚、さらには非婚出産などに理由で生まれる母子家庭の増加は、60 年代から目立ち始めたが、80 年代には大きな問題をおよぼすようになる。

【経済】

国内総生産の 84 年の伸び率は、前年をさらに上回る 7 % におよぶ。他方で、インフレ率は 4 % に下がる。また 2 年にわたる景気回復が雇用の増加をもたらしたこともレーガンの再選に影響することになる。

二期目においても経済政策を大きく変更することはなかった。高額所得者を優遇する減

税政策がとられていたものの、政府への厳しい批判があがることはなかった。というのも、この時期は景気の継続的上昇が可能だったからである。

第二次レーガン政権

1984年に、再選を目指したレーガンにとっての対立候補は、カーター政権時の副大統領候補であったウォルター・モンデルであった。モンデルは、リベラルの本流を自任していたと言われ、労働組合、黒人層の支持を得ることができると予想されていた。しかしながら実際には、それほどには支持されなかった。特に民主党予備選挙の段階で出馬をしていた黒人運動家ジェーン・ジャクソンがモンデルと激しく争い、民主党内の組織票に分裂の様相が目立っていたのである。モンデルはその欠陥を補う意図もあって、副大統領候補に、はじめての女性候補となるジェラルディン・フェラーロ（ニューヨーク選出下院議員）を選出する。しかし結局、女性票が選挙に大きな影響を与えたとは言えなかった。

選挙結果は、レーガンの大勝利におわる。レーガンは景気の拡大を基盤に、白人労働者票をかなり集めたのである。

ジョージ・ブッシュ政権

レーガン大統領の人気は高く、88年の大統領選挙でレーガンの後継者に使命されたジョージ・ブッシュは、有利な闘いに臨んだ。対立候補は、民主党のマイケル・デュカキス候補である。マサチューセッツ州知事として経済回復と福祉制度改革で成果をあげたものの、全国的には無名で、特に魅力のある候補者とはうつらなかった。

【国際状況】

1990年8月、イラクがクウェートに侵攻し、湾岸戦争へといたる事件は始まった。アメリカは28ヶ国におよぶ多国籍軍として、また国連安全保障理事会による制裁容認決議をうけて、ブッシュがイラクに攻撃開始を命じたのは91年1月16日であった。戦争は1ヶ月半後の2月27日、イラクの敗北、クウェートからの撤退で終わった。勝利をむかえ終戦直後には、一時的に戦勝ムードが高まるものの、まもなく国内で起こる厳しい景気後退のために華やいだムードは一掃されることになった。

またブッシュ政権は、冷戦終結後の軍事費節減を求める声にも対応を迫られることになる。ソ連ゴルバチョフ政権とレーガンのあいだに始まった戦略核兵器の削減をめざす交渉が、1990年代に入り一気に進展する。91年7月には、第一次戦略兵器削減条約（START1）が調印され、92年12月には、エリツィンとブッシュのあいだで、第二次戦略兵器削減条約（START2）が合意された。

3 - 8 中道派の台頭

第一次ビル・クリントン政権

ブッシュの再選を阻んだのは、ビル・クリントンである。民主党中間派あるいは穏健派とお称されたその立場は、既成道徳の否定や男女の完全な平等など、対抗文化的立場で物議をかもしたそれまでの民主党左派リベラルとは一線を画した。治安維持のための警察力の増強を約束し、福祉の無駄を排除するとした点、そしてなにより経済の拡大には新規民間投資の拡大支持するとした点で、彼はレーガン流の小さな政府論とも重なる議論を採用した。しかしその一方で、軍事費の削減をとき、交通・情報網の整備という公共的インフラストラクチャー整備に予算を振り向けることを約束していた。あわせて職業訓練の拡大に対する財政援助の増加、あるいは低コストの国民健康皆保険制度の確立などを掲げた。さまざまな勢力に目配りをする折衷的政策ではあったが、戦略的には 1970 年代末以来共和党に流れた白人労働者を民主党に奪還すると同時に、保守的なレーガン・ブッシュ時代からいま一度、独自の改革的方向に引き寄せようという民主党グループのタイトであった。

ただそうした新しさをもって、1992 年時点では、クリントンの勝利は 43% の得票率が示したように、とくに熱狂的ではなかった。現職ブッシュの得票率が 37.4% とあまりに低く、残りの 19% の票は、その年第三政党運動を名乗って選挙に出た、まったくの素人政治家 H・ロス・ペローへと流れた。現状への不満が、既成政党や既成政治への大きな批判のうねりと呼んだのである。

【経済】

クリントン政権は、財政赤字を埋めるべく、レーガン税制の修正をまず手がけ、個人所得最高税率を 8 % 引き上げるとともに、法人所得への課税強化をめざした。中産階級にもわずかながら増税となる改正であった。1993 年、関係法案は成立したが、増税にみえた税制への不満はその後根強く、94 年中間議会選挙において民主党が大敗する一因となった。

国民健康保険制度の抜本的改革も、厚い壁にぶつかる。合衆国政治の伝統的な欠陥として国民皆保険制度が確立していなかったのである。医療保険にまったく加入しない非保険の人々が、小事業体の勤労者・労働者を中心に 4000 万人と、国民の 15% にも達していた。

クリントン大統領就任から 3 年目、1995 年 12 月には前例のない事態が起こった。政府が提出した予算案を共和党多数の下院が承認しなかったため、12 月から翌年 1 月までの 20 日間以上にわたって、すべての連邦政府のサービス機能が停止する事件が発生する。この異常事態を引き起こした争点も、連邦財政の赤字をいかに削減するかであった。クリントン政権はその行き詰まりのもとで、政治指針を右寄りに、現状維持的な方向に向けざるをえなかった。

第二次クリントン政権

失業率が 4 % 台にまで落ちた経済環境は、1996 年、クリントンの再選を可能にした。共和党のベテラン上院議員ボブ・ドールを退けた大統領選挙であった。94 年中間選挙以来共和党が上下両院で多数を占めた議会の状況は、第二期クリントン政権を通して続いたが、98 年の選挙では、民主党がかなりの議席を回復し、そこにも経済の好調さが反映した。98

年、大統領クリントンは女性関係とそのもみ消し工作にかかわったとされる醜聞事件をかかえ、共和党多数の議会は、大統領を激しく叱責し、罷免の可否を問う弾劾裁判の開始を決定した。しかし経済の好調さによって、女性問題を国民は大きく問題視しなかったのである。

2000 年度大統領選

予備選挙を通して熾烈な戦いを呈してきた 2000 年度大統領選であるが、予備選挙の結果を受け、現在は民主党アルバート・ゴアと共和党 G・ブッシュ・Jr. の 2 氏が 11 月にある本選挙での闘いを待ち受けている状況である。

2000 年 3 月 7 日スーパーチューズデーの結果を受けて、ゴアは自らの立場を「誰 1 人取り残されないよう、この繁栄を維持していきたい」と明言している。彼はブレーンに現政権の財務長官であるサマーズを取り込み、クリントン政権が成し遂げた好調な経済を維持していくということを最大の強みとしている。彼が予備選挙と通して戦いつづけたのは、ブラドリーである。彼は 3 月 10 日、スーパーチューズデーでの敗北によって辞退することになるが、既成の政治にはない清新なイメージが人気であった。ブラドリーは、11 年間プロバスケットボール選手として活躍後、上院議員を 3 期務めている。彼の予備選挙での敗北は、党内組織を固めることのできたゴアの強さだった言えよう。

対する共和党ブッシュ氏の対立候補となっていたのは、元海軍パイロットであるマケイン氏である。彼はベトナム戦争で捕虜となった経験を持ち、下院議員を経て 86 年に上院議員に当選、現在 3 期目となっている。大統領選では選挙資金改革を訴えていた。健康問題が一時取りだたされるものの、中道を訴えた彼の戦略が党を超えて支持されることになる。ニューハンプシャーでの彼の勝利など、常にブッシュを追い続けた候補者であった。

4 大統領選挙の課題

4 - 1 仕組みに見る問題点と特徴

有権者登録制度

1) 有権者登録制度とはなにか

アメリカでは、18 歳以上の市民がそのまま有権者になるわけではない。ノースダコタ州を除く 49 州では、投票しようとする 18 歳以上の市民は自発的に地方選挙登録事務所に出席して、事前に投票者登録 (voter-registration) をしなければならない。そのうち、閉鎖型予備選挙制度を採用している州では、政党加入を届け出て予備選挙への参加資格を得る。この手続きは、市民がある年齢に達すると自治体の選挙管理委員会により自動的に選挙人

名簿に登録される自動登録制度と区別して、自発的有権者登録制度と呼ばれる。

2) なぜアメリカでは、有権者登録制度が採用されているのか

移民や下層労働者の投票が政党マシーンに取り込まれるさいに不正、腐敗を生み出すという理由から、今世紀初頭の政治改革運動の中で、多くの州は投票の長期居住要件と、登録制度を採用した。また、この制度採用の理由としては、投票権の積極的行使の尊重ということが上げられる。

このときに南部では、黒人と下層白人を選挙から差別するため読み書き能力テストを義務づけた厳格な登録制度の採用と同時に人頭税の導入など多くの投票制限規定が設けられた。以前には、この有権者登録制度は黒人と一部の下層白人層を排除する方向に機能していたのである。

3) 読み書き能力テスト

黒人と下層白人層を排除する目的から選挙登録の条件としての読み書き能力テストが実施された。文盲が選挙に参加したのでは民主主義が下落するということが名目上の目的としてあげられている。1960年代、読み書き能力テストは最低19州において実施されていたが、1965年投票権法が南部におけるテスト実施を停止し、1970年投票法（連邦法）によって全米で禁止された。

4) 祖父条項

（文盲）下層白人の選挙参加を可能にする手段として、1867年以前（憲法修正第14条批准の前年）に祖父が投票権を持っていた者には無条件で投票権を与えるという祖父条項が設けられていた。1915年この条項は、最高裁判所で違憲とされている。

5) 有権者登録制度による投票率への影響

有権者登録制度の手続きにおける知識や時間などのコストは、投票率を低くす一因として働いている。登録者総数を基礎にして計算した1968年から1988年までの6回の大統領選平均投票率は88.2%であるが、投票年齢人口の総数を基礎として計算した大統領選平均投票率は57.1%と低い。（詳しくは表を参照）

6) 現在の有権者登録制度に関する動向

最近、投票者登録要件が緩和されつつある。1970年の投票権法により、大統領選挙に

おける投票の居住要件が 30 日に短縮された。1976 年、4 州が投票日に投票所で登録ができる同日登録制を採用した。また、1982 年から 21 州とコロンビア地区が郵便登録制度を採用した。現在一部の市民団体が、州政府に対して自動車登録・運転免許事務所、社会福祉事務所などの行政機関も投票者登録の窓口事務を行うように活発な運動を繰り広げている。

7) モーター・ヴォーター法の成立

1989 年以来、連邦議会で審議されてきたモーター・ヴォーター登録法案が、93 年 5 月に両院で可決され、大統領の署名を得て成立した。(正式名は、全国有権者登録法: National Voter Registration Act) 同法は、州に 1 自動車運転免許その他の公的証明書を申請または更新するさいに、有権者登録の機会を与える、2 州の福祉・失業給付事務所でも有権者登録の機会を与える、3 郵便手続きによる有権者登録を採用する、ことを義務づけており、これらの規定は 1995 年から適用された。

8) 一考

有権者登録制度が、選挙投票率を低くする大きな一因であるにも関わらず、またそれが以前、黒人の選挙参加の排除という目的に奉仕した経緯を持つにも関わらずいまだ廃止されないのは、投票権の積極的行使の尊重という姿勢がずっと残っているからだろうか。大衆民主主義の弊害を押し止める防波堤としての期待から、有権者登録制度を残そうとしているのだろうか。

投票率の低さ

1) 投票率の低さと原因について

国勢調査局やメディアによって発表・報道される近年のアメリカの投票率は、非常に低い水準にあるといわれる。下記の表のとおり、大統領選についても 50% 台にすぎない。

	大統領選	下院選挙		大統領選	下院選挙
1980	52.8	47.6	1990	---	33.1
1982	---	38.0	1992	55.1	50.8
1984	53.3	47.8	1994	---	36.6
1986	---	33.5	1996	49.0	45.8
1988	50.3	44.9	1998	---	32.9

原因として有権者登録制度、参政権の拡大、政治的無関心層の増加などがあげられる。アメリカの投票率の母数は、有権者登録をした市民の数ではなく、投票資格をもつ全国民、

つまり非登録者も含んだ数である。よって、有権者登録制度がアメリカの選挙率の低いとされる一つの原因であるという指摘がなされるのである。

また、政治参加を要求される年代層に、ベビーブーム世代が多くをしめること、憲法修正 15 条、19 条、26 条によって次第に参政権が拡大していることなどで、投票資格をもつ投票年齢人口の絶対数が増えていることも事実である。

近年はアメリカ民の政治的無関心層が増加していることも原因の一つとして指摘できる。2000 年の大統領選挙についても、国民の興味はあまり高くはないという調査もなされている。国民の多くがそれほど生活に不満を感じていない、争点がないという理由の他にも、メディアの早い時期からの加熱報道、ゆきすぎたネガティブ・キャンペーンなどで、かえって政治に無関心になる人々が増えているとも言われる。

2) 投票率の低さへの対策について

登録率・投票率を上げ、「参加のパラドックス」を抑えるために、様々な対策がなされてきている。有権者登録制度も緩和されてきている。

1970 年投票法で、大統領選挙における投票の居住要件が短縮された。投票日に投票所で登録ができる同日登録制（1976～）、郵送による有権者登録（1982～）なども認められるようになった。またクリントン政権のもとで 1993 年モーター・ヴォーター法（国民有権者登録法）が成立した。運転免許申請時に有権者登録を行うことが可能になった。これはかねてから民主党が支持してきた法案であった。

また、投票の機会を増やすことによって投票率をあげる試みもなされている。郵送による不在者投票、今年一部で導入されたインターネット投票などである。

選挙時における政党の役割

予備選挙が候補者決定方法として多くの州で採用された結果（1960 年に予備選挙採用州数は民主党では 16 州、共和党では 15 州だったのが、1988 年には民主党では 37 州、共和党では 38 州）政党は特定の立候補予定者を支援することがないため候補者指名権限を失い、選挙は候補者の個人選挙運動の様相をもつ。その結果、選挙運動様式もマス・メディア宣伝、世論調査、電話による投票依頼などをサポートする選挙コンサルタントを中心とするものになっていった。政党の役割は、予備選挙前の有力候補者探し、本選挙における候補者への資金その他の援助の提供、有権者登録運動、投票日当日の票の駆り出し運動に限られる。候補者は予備選挙の段階で自分の選挙運動組織をつくることを求められ、政党が参加する本選挙でも候補者の個人組織が選挙運動の核となる。

アメリカには、日本やイギリスの政党とは異なり、党員章を持ち党費を納入する党員は存在しない。政党支持者と党員の区別が曖昧であり、有権者が政党に帰属意識をもつことが実質的な資格となっている。また、政党全体を拘束する決定を下す機関は存在せず、全国機関である全国党大会や全国委員会はそのような権限を有していない。全国委員会は、

全国党大会の開催準備と大統領選挙運動のための調整機関として存在する。

勝者独占方式による選挙人獲得制度

1) 大統領本選挙における勝者独占方式

メイン州とネブラスカ州を除く 48 州と首都ワシントンでは、選挙人票の配分は「勝者独占方式」に基づき、州の一般投票で 1 票でも多くを獲得した候補者がその州の選挙人票を独占する。したがって、11 月の選挙の一般投票結果から誰が次期大統領に選出されたのかを知ることができる。

2) 選挙人制度の不合理性（勝者独占方式による弊害）

一般投票の勝者が獲得選挙人票数において敗れることもある（1876 年と 1888 年選挙）ため、批判され、大統領の直接選挙も提案されている。しかし、この選挙人制度は、建国当初の大統領の選出方法をめぐる対立（有権者による直接選挙か州議会による間接選挙か）の妥協策として考案された。そして連邦議会も、連邦制持という理由から現行制度を変更しようとしなかった。現行制度の下では、人口規模の小さな州でも、最低 3 票の選挙人票を確保でき、人口規模の大きな州は、その規模に応じて多くの選挙人票を獲得することができるからである。

3) なぜ選挙人制度なのか

なぜ大統領を選挙人によって選出するのか。直接選挙の場合、国民がそれによって大統領を選出するだけの成熟さがあるのか疑問である、という理由で当時の憲法起草者たちは直接選挙で大統領を選ぶという選択肢を外した。それでは連邦議会が選ぶのか、あるいは各州の議会が選ぶのか。前者であれば連邦議会の権力が強くなり、後者であれば各州政府の権力が強くなり、望ましくない。そこで、大統領を選ぶための選挙人を選び、その選挙人が大統領を選ぶという間接選挙制を取ることにしたのである。しかし、この間接選挙は政党の発達により、今日では直接選挙制と変わってしまった。

現在、民主、共和両党とも、その州の選挙人票と同数の選挙人団(Electoral-College)を立て、有権者は一人の候補者に対して投票するのではなく、選挙人団に投票するというかたちになっている。つまり各州において、過半数を占めた一方の党の選挙人団が選挙人の椅子をそのまま獲得するわけである。

小選挙区制

1) 小選挙区制と比例代表制について

アメリカではイギリスの制度を継受し、小選挙区制が採用されている。小選挙区制度には、多様な社会利益を、少数の候補者（多くの場合は 2 人）、少数の政党（多くの場合 2 つ）に集約させていく機能が備わっている。この制度は多様な人種・民族を抱えるアメリカ民

の利益代表制度として、本当に理想的なのかどうかという指摘がしばしなされている。

一方で、民族的・宗教的に多様なヨーロッパ大陸諸国の多くでは、比例代表制が採用されており、基本的に比例原則を中心に政治が行われている。比例代表制には、人種・民族・宗教・階級・イデオロギーなどの違いによって、下位集団に無限に分裂していく遠心的機能をもっているからである。

このことから見ても、様々な点で多様なアメリカにおいて、小選挙区制が採用されていることは珍しいことであり、アメリカ選挙制度の特徴の一つといえる。

2) マイノリティ選挙区について

小選挙区制を人種的・民族的に多様なアメリカ社会に適用させ、その利益をそのまま選挙に反映させることは容易ではない。その結果、小選挙区の区割りに工夫が求められる。その例がマイノリティ選挙区（少数集団多数選挙区）の創設である。

これは1982年投票権法によるマイノリティ差別禁止規定が適用されたものである。1990年の国勢調査に基づく選挙区割り変更の際に、各州人口に占める少数民族の比率に応じた数のマイノリティ選挙区が52区創設された。

しかし、一部では選挙区が著しく選挙区が変更され、不自然な人為的形状となったため、連邦最高裁が違憲判決をくだした区もある。

4-2 近年における課題と問題

4-2-1 メディア

0. はじめに

ここでは大統領選挙とメディアの関係を歴史的に見つつ、そのメディアのなかから80年代以降盛り上がりを見せはじめてきたネガティブ・キャンペーンについて、それがどのようなものかを述べ、問題点と特徴を明らかにしていく。

4-2-1- 大統領選挙とメディア

- 1. **メディアの役割**

戦前から戦後、そして現在にいたるまでの間にメディア関連の技術は目覚ましい発展を遂げた。そして大量の情報を大量の受け手に伝える体制が、新聞からラジオ、ラジオからテレビへとメディア技術が発達していく過程で確立されていったのである。メディアが発する情報の対象者の数は飛躍的に増大したものの、メディアが大統領選挙時において果たす基本的な役割は戦前、戦後を通じて変わっていない。その役割について政治、メディア、国民の三者の関係について述べながら説明したい。

- 1 - A . 媒体としてのメディアの役割

当然な事ながら選挙は民主主義の原点であり、国民（以下、有権者）は自分の意向に従って候補者の中から一人または複数人を選ぶ。その候補者選抜は、自己の持つ候補者についての情報を考慮しつつ行われる。候補者についての情報源として、

政党と候補者の選挙活動

ニュース・メディアの報道と政治広告

の 2 点が挙げられる。メディアが選挙において重要な役割を果たすようになるのは、有権者と候補者が物理的にクロスすることがなく、有権者と候補者との間にまったく接点がない状態にある時である。この時に有権者は新聞なり、ラジオなり、テレビなりの媒体（＝ ）を通じて候補者、あるいはその選挙時に話題となっている政治的争点などについての情報を得るわけである。政治側（以下、候補者）はメディアを通じて、幅広い有権者に、自分についての情報を与える。また、逆のことも起こり得る。たとえば、アメリカの 3 大ネットワークと呼ばれている CBS、NBC、ABC など近年の大統領選挙において、有権者の間で候補者の支持率、政策に対する評価などの世論調査を行い、それを全国規模で放送する。候補者はそれを見て有権者が何を求め、また自分に対してどのような印象を持っているかなどということを知ることができる。有権者についての情報が候補者に与えられるのである。このようにメディアは候補者と有権者をつなぐパイプであるといえよう。

- 1 - B . 議題設定機能としてのメディアの役割

メディア技術の発展により、上述したように大量の情報を有権者に伝達することが可能になった。しかし、選挙戦全体を取り巻く情報をあます所なくメディアの限られた空間、時間で伝達することは無理あるいは無意味であり、必然的にメディア側は視聴者、つまり有権者に伝える情報を選び出す。メディアのフィルターを通して、重要だと思われることだけを有権者に伝える、つまり議題設定を行う。この機能をメディアの議題設定機能（agenda-setting function）という。この機能はテレビが普及するにつれて大統領選挙において大きな影響力を持つようになっていく。

- 2 . 戦後大統領選挙とメディアの関係—テレビにおける政治コマーシャル

ここで戦後大統領選挙から近年の大統領選挙までの、選挙とメディアの関係の変遷を辿っていきたい。特に戦後大統領選挙において大きな影響力を及ぼすようになるテレビとの関係について述べたい。ただし特筆しておきたいのは、1980 年代から急速に盛り上がるネガティブ・キャンペーンであるが、それ自体は戦前、戦後を問わずずっと行われてきていたということである。

- 2 - A .「ハードセル」型コマーシャル (1952 年 ~ 1960 年)

「ハードセル」型コマーシャルについて述べる前に簡単に 1952 年までの政治コマーシャルについて振り返りたい。政治コマーシャルは何も戦後テレビが普及してから始まったことではない。たとえば、1828 年の選挙ではジョン・クインシー・アダムスは対立候補のアンドリュー・ジャクソン派の運動員に中傷ビラをばら撒かれている。ニューディール政策を推し進めたフランクリン・ローズベルトは炉辺談話と呼ばれる、ラジオを通して有権者に語り掛ける手法で、有権者に支持を訴えた。それまでの大統領選挙と、戦後からの大統領選挙を大きく変えることになるのがテレビの普及である。この時期、1952 年から 1960 年における政治コマーシャルは “ talking head ” と呼ばれる候補者自らが有権者に向かって話し掛ける手法を用いた政治コマーシャルが盛んであった。候補者が画面の前面に出る形が多かったことから、候補者の名前を有権者に覚えてもらうための「売り込み」型のコマーシャルが主流であったといえる。そして 1960 年の、ケネディ対リニクソン戦で史上初の、4 回に渡るテレビ討論が行われる。双方とも政策的にさほど大きな違いは見られなかったが、ケネディがリニクソンを僅差で破ることができたのもこの時に、リニクソンがライトの加減で暗く、疲れているように見えたのに対して、ケネディは若々しく、情熱にあふれているように写った、というテレビ写りの良さに負う所が大きかったと言われている。テレビの登場によって、候補者の統合的な “ イメージ ” というものが、これを機に重要な選挙戦の要素となっていく。

- 2 - B .「イメージ」型コマーシャル (1964 年 ~ 1976 年)

この時期について述べる前に、1964 年までにはアメリカの全家庭の 95 パーセントにテレビが普及していたことを記しておく。1960 年選挙のテレビ討論の及ぼした影響の大きさからその後 3 回の選挙は両党の候補者はテレビ討論を敬遠した。64 年選挙から始まるこの時期の政治コマーシャルの特徴として、以前の、候補者自身についての宣伝より、有権者の心理に訴求する方法、幻想を喚起させたりするソフトセル (soft sell) 型の訴求方法が用いられるようになったということが挙げられる。この時期でもう一つ述べておかななくてはならないのが、国民の間で、情報源としてのテレビの信用性が高まったことである。ベトナム戦争、公民権運動や反戦デモなど、実際に現場にいなくても、テレビが視聴者にとってそれらの出来事を身近に感じさせるようになり、人々はテレビによって現実の知覚を形成するようになったのである。

- 2 - C .「アタック」型コマーシャル (1980 年 ~ 現在)

この時期において政治コマーシャルの長さはほぼ、30 秒ないし 1 分に定着した。1978 年の中間選挙から中傷コマーシャルは大々的に使われるようになったが、1980 年選挙ではそれがより顕著となった。政策が際立って違ったレーガン候補と

カーター候補は真っ向からぶつかり合った。そしてネガティブ・キャンペーンが最大の盛り上がりを見せたのが 1988 年の、ブッシュ候補対デュカキス候補の時の選挙戦である。具体的な事例を挙げれば、ブッシュ共和党候補の“回転ドア”広告である。これはウィリー・ホートンという終身刑を受けた囚人が、デュカキスが知事であったマサチューセッツ州の一時帰休制度で仮出所していた時に女性をレイプし、その婚約者をナイフで刺した事件を攻撃したものである。刑務所の入り口が回転扉になっていて、囚人が列を作って入っていくのだが、この一時帰休制度のおかげですぐ出てきてしまう様子を撮っている。この広告はだいぶ物議を醸したが、翌 1992 年の選挙はこれを憂慮して、両党候補とも若干自粛の方向に向かったものの、依然激しい攻防があった。1996 年選挙からネガティブ・キャンペーンはまた少しずつ盛り上がり始める。好景気で、特に対外的に問題を抱えていない今回の 2000 年大統領選挙では、争点も、政策的にもさほど大きな違いはないいずれの候補もこのようなネガティブ・キャンペーンを行う方向に向かう可能性は高い。

4 - 2 - 1— ネガティブ・キャンペーン

- 1 . ネガティブ・キャンペーンとは

大統領選挙時における候補者達の政治コマーシャルには大きく分けて 3 つのパターンがある。まず一つ目が、自己の主義・主張、業績を称える「肯定」コマーシャルである。二つ目是对立候補との違いを明確に浮き上がらせる「比較」コマーシャル、三つ目は自らのことには触れず、対立候補の欠点をひたすらにあげつらう「否定（中傷）」コマーシャル（ネガティブ・アド）がある。ネガティブ・キャンペーンとはこのうちの「否定」コマーシャルのことを言う。

- 2 . 大統領選挙運動でのテレビ、ラジオ時間帯への支出（1952 年～1980 年）

年	共和党	民主党
1952	2,046,000	1,530,000
1956	2,886,000	1,763,000
1960	1,865,000	1,142,000
1964	6,370,000	4,674,000
1968	12,598,000	6,143,000
1972	4,300,000	6,200,000
1976	7,875,000	9,081,000
1980	12,324,000	18,400,000

（単位：ドル）

1952 年に始めてテレビは大統領選挙運動の手段として使用された。この年に、民主・共和両党の全国大会の様子がテレビで中継されたのである。この時期の全米の

テレビ保有台数は1900万台に過ぎず、1956年には全家庭の71%、先に述べたように1968年には95%がテレビを保有するようになった。1972年に共和党の放送分野での支出が激減したのは、マスメディアへの支出を制限した1971年連邦選挙運動法の影響による。しかし、それ以降毎年、メディア関係への支出は増えており、現在大統領選挙で同じく課題となっている政治資金の増大という問題につながっていくのである。

- 3 . ネガティブ・キャンペーンの効果

では、果たしてネガティブ・キャンペーンの効果とはどのようなものなのであろうか。期待される効果を以下に挙げる。

責任の帰属先を変えることができる→責任を押し付けられる

たとえば、選挙戦が混沌としていて争点が明瞭でない時に、そのような状況を招いたのは大統領であるといったしまえば、状況を理解するために確固たる視観が必要な有権者は責任追及の矛先を大統領に向ける。

特定の状況に置かれた候補者に好まれる→安上がりで打ちやすい

世論調査の支持率で後れを取っていたり、挑戦者の立場にあったり、資金の調達に苦しんでいる候補者がこぞってネガティブ・キャンペーンに走る傾向がある。有権者の感情に訴求する攻撃コマーシャルは安上がりで、打ちやすい上、多数の人に伝わりやすい。→テレビが普及したことにより、ネガティブ・キャンペーンを打つことで対立候補に大きなダメージを与えることが出来る。

態度未決定者への効果

有権者が候補者に対してどのような感情を抱くかが投票行動に大きく関わる。ネガティブ・キャンペーンを打つことで未だ指示態度を決め兼ねている有権者からの支持を取り付けることが出来る。

- 4 . ネガティブ・キャンペーンに対する批判

ネガティブ・キャンペーンに対する批判として次のようなものが挙げられる。

コマーシャルの内容が不正確で、有権者を惑わしかねない

投票率を低下させかねない

民主主義を活性化させるのを妨げる

まず についてだが、30秒ないし1分という限られた時間内において、選挙戦における自分の立場、自分の政策なりを正確に言い表すことは当然不可能ではあるが、一方的に自分に都合の良い情報を流す中傷コマーシャルはやはり不正確

であるという批判である。次に についてだが、互いの対立候補による中傷コマーシャルの応酬が、有権者に、政治に対する不信感を抱かせ、行き過ぎた中傷コマーシャルが投票率の低下を招きかねないという批判である。最後に についてだが、これは互いに互いを攻撃するだけのコマーシャルが民主主義の基本となる討論を活性化させず、公共の善を推進していないというものである。

4 - 2 - 1 - 問題点と特徴

アメリカ大統領選挙におけるネガティブ・キャンペーンという決して新しい問題ではない。対立候補を自分と比較して、自分の方に利があるように有権者に思わせたり、対立候補を中傷したビラをばら撒いたりする行為は初期の大統領選挙においても見られることである。ではなぜ近年、課題として持ち出されるようになったのだろうか。もちろん 2 - 4 で述べたような批判があるからというのもその理由である。しかし一番の原因となっているのは、1960 年の選挙に端を発して、大統領選挙がイメージ選挙の様相を呈し始めたからに他ならない。1 - 1 - で述べたように、候補者演説を実際に見に行く以外で、候補者と有権者をつなぐ唯一のパイプは、ほぼテレビにその役割を委ねており、テレビの役割、影響力が年毎に増大していった。また、候補者としても総合的に自分を売り込むには不特定多数の有権者が見ているテレビが最も手っ取り早い。そのため選挙戦においてメディア関連への支出が、2 - 2 で挙げた表からも明らかなように、着実に増加していく。それが候補者の政治資金の増加、また調達合戦に拍車をかけ、後に述べる PAC やソフトマネーとの問題にも結びついていくのである。

4 - 2 - 2 政治資金増加とその調達方法

政治資金増加の背景

1950 年代にメディアがアメリカ選挙過程に登場し、その選挙戦の内容を大きく変えてしまったのは周知の事実である。そしてそれ以後、政治資金にまつわる様々な問題は、メディアが政治に与える影響力と共に伝えられてきた。その後アメリカの広大な国土とも関係して、テレビを使った選挙活動が発達し、それはすなわち候補者同士の討論会は勿論のこと、候補者自らが出演しているテレビ CM 果ては先程も述べたような「ネガティブ・キャンペーン」に代表されるような、候補者同士の「イメージの作りあい」にまで発展してしまっている。それに加えて有権者の動向を知る為の各種世論調査やインターネットを介した選挙活動も主流となり、従来の選挙活動とは一線を画している観がある。これに伴って選挙にかかる費用はうなぎ上りに増加しており、そこで政治資金調達方法が問題視されるようになってきたのである。政治資金増加の例を採ると、先程述べた「ネガティブキャンペーン」で有名な共和党ブッシュと民主党デュカキスの間で行

われた 1988 年大統領選挙において、共和党ブッシュ陣営が投入した政治資金の額は、本選だけで約 1 億ドル、予備選挙も含めて民主・共和両党が投入した選挙資金は 5 億ドルであったと言われている。また、民主党の現職ビル・クリントンと共和党ボブ・ドールの間で行われた 1996 年大統領選挙において、アメリカ史上最大の資金が公然と集められ、そして支出されたと言われている。民間の政治資金監視団体である「政治に応えるセンター」によれば、96 年大統領選挙において投入された政治資金の総額は、民主党、共和党の両候補者に対して 8 億ドルとも言われており、それは 92 年に投入された政治資金総額の約 3 倍であると発表された。また大統領選挙と同時に行われた連邦議会選挙においても同等の政治資金が投入されたと言われており、この辺りから連邦選挙戦における政治資金の増加という問題点が見て取れるであろう。そしてすべてではないとは言え、各候補者のメディアを駆使した選挙戦略が、この数字に表れているのは言う間でもない。そして先程も述べたように、ここで問題になってくるのが、その増加した政治資金を各候補者はどの様に調達しているのか、という事である。それでは次の章では、アメリカ大統領選挙における政治資金調達方法を概観し、それに従って近年の各大統領候補者がどの様にしてその増加した自らの選挙資金を調達しているのかを見てみたい。

政治資金調達方法

アメリカでは選挙運動費用と選挙資金を区別せずに「政治資金」と言っているのが特徴である。大統領選挙及び連邦上下両院議員選挙における政治資金調達方法として、

- 1 個人献金
- 2 政治団体献金
- 3 借入金

の 3 通りがある。そしてすべての連邦選挙の政治資金を規制しているのは、1971 年に制定された「連邦選挙運動法 (Federal Election Campaign Act)」である。この法律の適用対象は、大統領選挙の候補者と連邦上下両院議員の候補者、そしてここで取り上げる、近年急増している「政治活動委員会 (Political Action Committee 以下 PAC)」である。この法律の規定は、政治資金の収支の公表、献金の質的・量的制限及び大統領選挙への公的助成等にまたがっている。尚この法律を管理しているのは、「連邦選挙委員会 (Federal Election Committee 以下 FEC)」である。また近年の大統領選挙においても一つ、各候補者にとって重要な政治資金調達元としての「ソフトマネー」が注目されるようになった。ソフトマネーとは、企業や労組及び個人が政党活動の支援を目的に政党に献金した資金を、大統領と連邦議員への候補者の為に流用する事である。また連邦法の管理の下で調達・支出し、それを公開しなければいけない「ハードマネー」とは別に、連邦法の規制の枠外から調達するものの、連邦選挙に影響する意図を持って支出される政治資金でもある。

それでは次に、PAC とソフトマネーについて概観し、これらの資金調達の方法には一

体どのような問題点が含まれているのかについて、検証していきたい。

「圧力団体」としての PAC

PACとは、企業、労組、業界団体、イデオロギー団体等が、利害の一致した特定の政治家を支援するために組織した政治資金団体であり、幅広く個人から寄付金を募り、支持する議員、候補者又は政党へと献金する資金調達の為の政治団体である。PACは、献金する総額に関して規制がなく、その豊富な資金力を背景に、選挙運動や政策立法過程に、すべてではないが、多大な影響力を与えている圧力団体である。

PACが発達してきた背景として、企業、労組が献金を禁止されている事から、企業や労組が際限なく献金できる組織として、PACが注目を浴びるようになったのである。そして現在 4000 を越える PAC が登録され、それぞれが利害の一致した議員への働きかけを行っている。

アメリカにおいて、献金額の上限は、個人からの献金は 1 年間で総額 25000 ドルまで認められている。この内 1 つの PAC に対する個人の献金は年間 5000 ドルまでとなっている。他方、PAC から一人の候補者に対する献金は、原則として 1 回の選挙につき 1000 ドルまでとなっている。しかし創設後 6 ヶ月以上存続し、50 名以上の個人から寄付を集め、さらに 5 人以上の候補者に対して献金した PAC は、「多数派候補者 PAC」となり、一回の選挙につき 5000 ドルまでの献金が認められている。そして先程も述べたように、PAC はその支出を FEC に届け出る事が義務づけられている様に、一応の透明性はある。しかしながら総額に関しては上限がない(すなわち献金先の議員数には上限がない)ため、これにより献金の主流は従来の個人献金から PAC を通した献金へと移行していったと言える。この様に政治資金全体の増加に伴い、献金総額に上限のない PAC の様な献金形態が増加し、それは政治資金全体の増加の歯止めに悪影響をもたらし、更なる政治資金増加に拍車をかけているのである。

ソフトマネーの急増

先程も述べたようにソフトマネーとは、連邦選挙運動法の規制の網を掻い潜ったものであり、それは企業、労組、及び個人が政党支援を名目に政党に献金した資金を、本来は州及び地方政党組織の活動の為に、例えば有権者登録運動、選挙運動に必要な用具の費用やその他の連邦選挙とは間接的な活動の為に費用を想定したものであったが、実際は政党へのソフトマネーの献金はすべて特定の候補者を支援するために使用され、もしくは大統領と連邦議員への候補者の為に流用するものである。現在各候補者が使用する政治資金の内訳を見てみると、ソフトマネーに関しては、96 年大統領選挙において民主・共和両党が集めた献金総額のなかで民主党は 37%、共和党は 26% を占めている。ここからもソフトマネーが増加している事が見えるであろう。

ソフトマネーに関して、91 年までは規制が存在せず、しかもその規制によっても、

現状において大半は野放し状態であることは間違いなく、事実上制約を受けていない。

この様にソフトマネーは、事実上の規制を受けていない事を背景に、すでに制限一杯の献金を行っている候補者に対してそれ以上の資金を献金する事が出来、PACと同様更なる政治資金増加に拍車を掛けているのである。

まとめ

以上見てきたように、メディアによる選挙戦略を行う際に、これまで以上に多額の政治資金を必要とする。それを、一部を除く各候補者たちは個人献金や政治団体献金のみでは補う事ができず、現行規制の逃げ道を見つけて、実際は禁止されているはずの企業や個人からの「間接的」献金を受けているのである。ここで問題なのは、PAC やソフトマネーが政治資金増加に歯止めをかけないだけでなく、新たな政治資金増加に拍車を掛けているということである。

増加する選挙費用

1) マス・メディア中心の選挙

マス・メディアを中心とした選挙運動は、選挙費用を急増させた。中でも、1952 年に登場したテレビ、ラジオのスポット・コマーシャルが最大の要因となっている（1952 年の共和党、民主党のテレビ、ラジオ時間帯への支出はそれぞれ 204 万 6 千ドル、153 万ドル。それが 1980 年には 1232 万 4 千ドル、1840 万ドルとなっている。）。また、1970 年代に入り予備選挙を採用する州が増え、選挙戦が長期化し、選挙運動様式が変化したこともその一因となっている。

1952 年に民主党、共和党の全国党大会の様子が初めてテレビ中継された。当時は、まだ全米のテレビ保有台数は 1900 万台であったが、1956 年には全家庭の 71%、68 年には 95% がテレビを保有するようになり、有権者はテレビを通じて政治や候補者の情報を獲得する機会が増えた。

2) 公的助成制度

大統領候補者は巨額の選挙資金を PAC、政党、個人からの献金 自己資金（資産、銀行からの借入金） 公費助成でまかなっている。 の公費助成制度は大統領候補者のみに適用され、連邦議会議員候補者にはこのような補助制度はない。これは 1974 年の連邦選挙運動改正法のなかで法制化され、1976 年の大統領選挙から実施されている。公費による選挙資金の配分は予備選挙、各政党の全国党大会、本選挙の 3 段階で行われる。

予備選挙候補者が公費助成を受けるには、1 件につき 250 ドルを超えない個人献金を 20 州以上において最低 5000 ドル以上、総額で 10 万ドル以上調達しなければならない。この要件を満たせば、調達した総額に応じた助成金が大統領選挙運動基金より支給される（大統領選挙基金とは、助成金の原資となる納税者から所得税申告の際に任意に集めた税金を

積み立てたもので、1972年に設立され、当初寄付金額は1ドルであったが、1993年から3ドルに。基金が不足した場合は財務省がその一部を補填。1996年の基金参加率は全米平均で約11%であった。）。助成の適用を受けた候補者は、3つの支出制限 選挙費用総額の制限 各州内での選挙費用の上限 候補者個人の資金は50000ドルまで、を課せられることになる。公費助成の上限は選挙費用総額の半分になっている。なお、候補者の支出限度額、候補者への国庫補助は消費者物価指数にスライドさせる。

全国党大会への公費助成は、前回の大統領選挙の一般投票の実績に応じて支給額が決定する。例えば、1996年大統領選挙では、民主党、共和党はそれぞれ1240万ドル受け取っている。

本選挙候補者に助成金が支給される際には、いくつかの制約条件 選挙費用総額に上限（1996年は6182万ドル） 個人資金は50000ドル 個人やPAC、政党委員会からの献金禁止、が課せられる。民主、共和党以外の候補者が助成を受けるには前回の本選挙で5%以上の得票を得なければならない。

5 さいごに

以上のようにアメリカの大統領選挙の仕組みを明らかにしてきた中で、次のような「政治参加の多様性」というアメリカ像を見ることができた。アメリカは多くの人口を抱え、様々な人種が暮らす国である。移民の多さから「移民の国」とも呼ばれている。そのためマイノリティの政治参加が避けられず、対応が迫られてきたがマイノリティ選挙区の設置という柔軟さも見せてきた。参政権の年齢制限についても日本では20才以上であるのに対して18才以上と幅広くなっており、国民に政治への参加を促している。献金システムにしても同じである。個人がある政治家に対して献金する場合、個人献金のほかに様々な種類のPACを通して行えるのだ。多様な圧力団体、選挙区、参政権、献金システムなどを通して、様々な分野で国民が政治に対して選択肢を持つことができるところにアメリカにおける政治参加の多様性を見ることができる。70年代から予備選挙が党大会に変わって盛んになったこと、さらにインターネット投票のように形を様々に変えて国民に参加を促すような一面も政治参加の多様性を広げている点で興味深い。自由の国アメリカ、民主主義の国アメリカと言われる所以の一端はこのような国民の政治参加方法の多さだと言っても過言ではないかもしれない。

最近の選挙においてはイメージ選挙であるという印象が大きい。テレビが一般家庭に普及し、いまではインターネットが急速に普及してきている。そのような情報伝達手段の発達もあり、多くの候補者達がメディアを利用して自分をアピールしている。国土が広いことからテレビなどメディアを有効に利用した方が選挙戦を有利にすすめていけることは当然のことである。しかし、その傾向・影響はあまりにも強いものであり、政策論争よりもイメージ戦略が重要視されてきているところにメディアの影響力の強大さ・危

うさを実感した。また、アメリカ国民にとって大統領は単なる自国の行政府の長であるわけではない。大統領は英雄として、世界のリーダーとしての人格と品位を求められる。そのような意識がアメリカ国民に根ざしていることもあり、イメージ戦略の重要性や彼らの大統領に求めるイメージへの情熱を垣間見ることが出来たように思う。

6 参考文献

- ・阿部斉編『アメリカの政治』弘文堂、1999年
- ・阿部斉編『北アメリカ』自由国民社、1999年
- ・五十嵐武士、古矢旬、松本礼二編『アメリカ社会と政治』有斐ブックス、1998年
- ・小林良彰『選挙制度』丸善ライブラリー、1994年
- ・鈴木康彦『アメリカの政治と社会』国際書院、1999年
- ・砂田一郎『現代アメリカの政治』芦書房、1999年
- ・藤本一美『アメリカの政治資金』勁草書房、1999年
- ・ハーバート・E・アレキサンダー「アメリカ合衆国大統領選挙」『民主主義のコスト』53—69頁、新評論、1995年
- ・森脇俊雄「大統領・議会選挙と「分割政府」」『比較・選挙政治』56 - 91頁、ミネルヴァ書房、1998
- ・ロナルド・A・モース『アメリカ政治の基礎知識』麗澤大学出版会、1999年
- ・「指名獲得への道」『Newsweek2000年2月16日号』20 - 21項、TBSブリタニカ、2000年
- ・藤本一美『米国議会と大統領選挙』同文館 1998年
- ・鈴木康彦『アメリカの政治と社会』国際書院 1999年
- ・花井等『戦後アメリカ外交の軌跡』けい草書房 1997年
- ・久保文明・草野厚・大沢秀介『現代アメリカ政治の変容』けい草書房 1999年
- ・阿部斎『アメリカの政治』弘文堂 1999年
- ・堀江ふかし『政治改革と選挙制度』芦書房 1993年
- ・藤本一美『現代アメリカの政治改革』彩流社 1991年
- ・阿部斎・久保文明『現代アメリカの政治』放送大学教育振興会 1997年
- ・五十嵐武士・古矢旬・松本礼二『アメリカの社会と政治』有斐閣ブックス 1995年
- ・砂田一郎『現代アメリカ政治』芦書房 1999年
- ・藤本一美『アメリカの政治資金』けい草書房 1999年
- ・阿部斎編『アメリカの政治 - 内政のしくみと外交』弘文堂 1992年
- ・ロナルド・A・モース、見付宗弥「選挙 - 選挙運動と世論」『インター - ネットで学ぶアメリカ政治の基礎知識』219 - 241頁、麗澤大学出版会
- ・高市早苗『アメリカ大統領の権力のすべて』KKベストセラーズ 1992年

- ・ 松崎哲久『「アメリカ政治」を読む』かんき書房 1988 年
- ・ 飽戸弘『メディア政治時代の選挙』ちくまライブラリー 1989 年
- ・ 藤本一美編『アメリカ政治 30 年の検証』行研 1990 年
- ・ ブルーノ・ジュリアン著『アメリカの圧力団体』食料・農業政策研究センター 1990 年
- ・ マーリン・フィッツウォーター『ホワイトハウス報道官』共同通信社、1997 年
- ・ 飯沼健真『アメリカ合衆国大統領』講談社 1988 年
- ・ ウィリアム・E・ハドソン『民主主義の危機』東洋経済新報社 1996 年
- ・ 紀平英作編『アメリカ史』山川出版社 1999 年
- ・ 久保憲一『現代アメリカ大統領』嵯峨野書院 1993 年
- ・ 草野厚『アメリカ議会と日米関係』中央公論社 1991 年
- ・ 松原克美『対立の構図』東洋出版 1998 年
- ・ コンドリーザ・ライス（竹下興喜監訳）「国益に基づく国際主義を模索せよ」『論座 2000 年 3 - 4 月号』113-120 頁 朝日新聞社 2000 年
- ・ ロバート・B・ゾーリック（竹下興喜監訳）「情報化時代の新外交戦略」『論座 2000 年 3 - 4 月号』129 - 143 頁 朝日新聞社 2000 年
- ・ ジェイ・アズマー（竹下興喜監訳）「グローバル経済に挑む国際労働運動」『論座 2000 年 3 - 4 月号』144 - 156 頁 朝日新聞社、2000 年
- ・ セバスチャン・アラビー（竹下興喜監訳）「強い大統領を誕生させるには」『論座 2000 年 3 - 4 月号』157 - 164 頁 朝日新聞社 2000 年
- ・ 五十嵐武士 古矢旬 松本礼二 編『アメリカの社会と政治』有斐閣ブックス
- ・ 阿部竹松『アメリカの政治制度』頸草書房
- ・ 葉山明『アメリカ政治』北樹出版